

## 居宅介護支援・介護予防支援 重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援・介護予防支援サービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1、事業所の相談窓口

電話 24—9990  
担当 ケアマネジャー

### 2、サービス提供事業所

事業所名	光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
所在地	福井県福井市光陽3丁目9-23
介護保険番号	1860190063
サービスを提供する地域	福井市 *この地域以外の方でもご希望の方は相談下さい。
営業日	月曜日から土曜日 ただし、祝日、12/30から1/3、5/1、8/15を除く
営業時間	午前8時30分から午後17時30分（月曜から金曜） 午前8時30分から午後12時30分（土曜）
受付電話番号	24—9990（営業時間外の24時間転送待機をしています）

### 3、事業所の職員体制

職種	人数
管理者	1名
主任ケアマネジャー	1名以上
ケアマネジャー	4名以上

### 4、居宅介護支援の主なサービス

- (ア) 要介護・要支援 認定申請代行
- (イ) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成の支援をします。
- (ウ) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後のサービス提供の把握、連絡調整をします。
- (エ) 利用者の状態を定期的に再評価し、状態の変化に迅速に対応します。
- (オ) 介護保険施設への紹介をします。

### 5、内容と主な手順

- ① 利用者の自宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、その趣旨を十分に説明し、理解を得ます。
- ② 居宅介護・介護予防サービス計画に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活は営むことのできるよう支援し、解決すべき課題を把握します。
- ③ 計画の作成開始にあたっては、サービス内容、利用料等の情報を適正に利用者、家族に提供して、サービスの選択を求めます。
- ④ 地域におけるサービス提供体制を勘案し、サービスの目標及び達成期間、サービス提供上の留意点を記載した計画原案を作成します。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス等）が包括的に提供されるような居宅サービス計画・

介護予防サービス計画を作成します。

- ⑤ 担当者会議、照会等により各専門の見地から意見を反映し、利用者の方にサービスの内容、利用料について説明し、同意を得て計画を作成します。利用にあたり複数の事業所の紹介を求めに応じ行います。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めに応じ行います。
- ⑥ 利用者の方、家族、サービス事業所等へ継続的に連絡、連携を行います。
- ⑦ 必要に応じ、計画の変更、サービス事業所との連絡調整など便宜を図ります。
- ⑧ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。
- ⑨ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行います。
- ⑩ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を文章の交付、口頭にて説明します。
- ⑪ 前6か月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を文章の交付、口頭にて説明します。

## 6、利用料及び他の費用

### (カ) 利用料 居宅介護支援費 (I)

法定代理受領分	自己負担はありません
法定代理受領分以外	要介護 1～2 1086 単位 要介護 3～5 1411 単位

### 利用料 介護予防支援費 (II)

法定代理受領分	自己負担はありません
法定代理受領分以外	要支援 1～2 472 単位

その他 特定事業所加算、初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、通院時情報連携加算 等の算定基準を満たした場合は加算となります。(介護報酬改定に準ずる)

### (キ) 交通費

無料です。

### (ク) 申請代理

無料です。

## 7、サービス内容に関する苦情申立窓口

当事業所の居宅支援事業に関するご相談、ご意見、苦情等を承ります。

ご利用者ご相談窓口 居宅介護支援事業 介護予防支援事業 管理者 廣瀬 奈保	ご利用時間 平日 8時30分～17時30分 土日 8時30分～12時30分 電話番号 0776-24-9990
福井市役所介護保険課	ご利用時間 平日 8時30分～17時15分 電話番号 福井市0776-20-5715
国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 8時30分～17時15分 電話番号 0776-57-1614

### 第三者委員の設置

サービス内容およびスタッフへのご意見、苦情などの直接申し出先として第三者期間を設置しています。定期的に第三者委員会を開催し第三者評価を行っています。

### 8、秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。介護保険運営上、サービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いる場合があります。その場合は、あらかじめご相談し同意を得てから行います。また、利用者及びご家族より情報開示の希望があった場合は基本的に応じます。

### 9、事故発生時の対応

当事業所は利用者に対する居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。  
当事業所は支援提供時の事故に備えて、損害保険制度に加入しています。

### 10、人権の擁護および虐待防止のための措置

当事業所は利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者            管理者 廣瀬 奈保
- ② 成年後見制度の利用支援を行います。
- ③ 従業者に対する利用者の人権擁護、虐待の防止の普及・啓発等の観点から、虐待の発生や再発を防止するための委員会の設置開催、指針の整備、研修の実地等を行います。
- ④ 事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者のこと）その他に者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ⑤ 高齢者本人とその家族等、ハラスメント等のストレス対策に関する相談

### 11、身体拘束等の適正化

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務とします。

平成 30 年 4 月 1 日 介護保険法改定により改訂  
令和 3 年 4 月 1 日 介護保険法改定により改訂  
令和 4 年 6 月 1 日 管理者 変更 により改訂  
令和 6 年 4 月 1 日 介護保険法改定により改訂